

FRAND 宣言必須特許の権利行使を考える

—権利濫用の成否、損害賠償額の算定方法等—

近時、ハイテク製品、通信等の事業戦略において技術の標準化の重要性が増していると言われてい
ます。そのような中で、FRAND*1宣言された標準規格必須特許の権利行使の制限の成否について初
めて判断を示した知財高裁大合議判決*2（いわゆる iPhone 事件）が注目を集めています。

本判決では、損害賠償請求は権利の濫用であるとした地裁の判断を覆し、FRAND 条件によるライ
センス料相当額の範囲内であれば損害賠償請求は権利濫用ではないとし、その場合の損害額につい
ての具体的な算定方法も示されました（一方、並行して進められた抗告事件において、FRAND 宣言さ
れた特許の差止請求は権利濫用であるとしています。）。更には、部材が譲渡された場合の当該部材
を使用した完成品に対する特許権消尽の成否や FRAND 宣言によるライセンス契約の成否等多岐にわ
たる論点についても判断されています。

他方、標準規格化の果たす役割・効用が語られる一方で、権利行使の問題や、ある状況においては、
本来、特許によって競争力強化を図ろうとするところが、むしろ技術力を伴わない企業の参入を容易
にしているとの逆の方向に作用している面も否定できないとする指摘もあり、企業戦略として標準規
格化にどのように取り組むかが重要な問題となっています。

本セミナーでは、法律専門家と企業の実務家にお集まりいただき、本判決の意義、実務への影響に
ついて検討していただくと共に、必須特許の合理的なライセンス料の評価等権利の保護と利用のバラ
ンスの在り方等について議論していただきます。

*1 FRAND : Fair, Reasonable and Non-Discriminatory terms and conditions（公正、合
理的かつ非差別的な条件）

*2 アップル対サムソン事件〔知財高判平成 26 年 5 月 16 日（平成 25 年（ネ）第 10043 号 債
務不存在確認請求控訴事件）〕及び〔知財高判平成 26 年 5 月 16 日（平成 25 年（ラ）第
10007 号及び第 10008 号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件）〕

■開催日：平成 26 年 12 月 10 日（水） 13 時 30 分－17 時

■場 所：日本消防会館 5 階「大会議室」（東京都港区虎ノ門 2-9-16）

電話 03-3503-1486

<http://www.nissho-jyohou.jp/nissho-hall/accesmap.html>

■主 催：一般財団法人ソフトウェア情報センター

■講 師：飯村敏明氏 弁護士（ユアサハラ法律特許事務所、前知的財産高等裁判所長）

高尾昌之氏 キヤノン株式会社 知的財産法務本部副本部長

水谷直樹氏 弁護士（水谷法律特許事務所）

紋谷崇俊氏 弁護士（西村あさひ法律事務所）

■プログラム：

13：30 本件大合議判決の解説及び問題提起・・・弁護士 紋谷崇俊氏

14：10 ビジネスの現場からみた本件判決の意義・影響等・・・キヤノン(株) 高尾昌之氏

14：50 <休憩 15 分間>

15：05 ディスカッション

- ①部材の譲渡と当該部材を使用した完成品に対する特許権の消尽の成否
- ②権利濫用の成否（差止、損害賠償）—どのような場合に制限されるか、されないか
- ③FRAND 条件でのライセンス料相当額の算定方法
- ④その他関連する企業戦略上の問題

<モデレーター> 弁護士 水谷直樹氏

<パネリスト> 弁護士 飯村敏明氏
キヤノン(株) 高尾昌之氏
弁護士 紋谷崇俊氏

17：00 終了

※講師、内容、時間等、急遽変更される場合があります。

■定員：100名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■料金：SOFTIC 賛助会員 6,480円（消費税8%込み）

— 一般 9,720円（消費税8%込み）

■問合せ／申込先：

一般財団法人 ソフトウェア情報センター 特許セミナー担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル

電話 03-3437-3071, <http://www.softic.or.jp>, Fax 03-3437-3398、

電子メール 2014-2@softic.or.jp